

第2章 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる町土をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する。

第1節 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、治山、治水その他の町土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他まちの防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1 町土の保全

町は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、県に災害防止工事を要請し、地震に伴うがけ崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。

1 住宅等の安全立地

町は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するなど住宅等の安全立地に努める。

2 災害防止工事の促進

町は、危険箇所が新たに発見された場合対策を講じるとともに、県に報告し、人家、公共施設の多い重要箇所から、逐次防止工事を実施するよう県に要請する。

第2 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

第3 建築物の安全化

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づき策定した板倉町耐震改修促進計画により、計画的に建築物の耐震化の向上に努めていく。

特に、公共建築物は、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる等、防災上重要な機能を有している。そのため、これら防災上重要な公共建築物の耐震性を確保することは極めて重要である。そこで、あらたに公共建築物を建設する場合は、耐震設計・施工とし、既設の建築物については、耐震性を調査し、耐震性に疑問のある建築物については、耐震改修を促進するものとする。

1 公共建築物の耐震診断等

避難所に指定されている公共建築物について、特に昭和56年の建築基準法施行令改正前に建築されたものについては、耐震診断・改修を進める。

2 一般建築物の耐震性の向上促進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務づけされていない。したがって、老朽化等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

また、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、町は、広報紙等を通じて住民にこれを周知し、耐震診断の積極的な普及・啓発を図る。

3 応急危険度判定士の派遣要請

町は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をする応急危険度判定士の派遣要請等について、あらかじめ県と協議しておくものとする。

4 落下物防止対策

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙等により窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 倒壊防止対策

町は、住民に対し、広報紙等によりブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行うとともに、特に避難路沿いにある危険なブロック塀の所有者又は管理者に対し、

作り替えや生け垣化等を奨励する。

第4 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

町及び多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

町は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第5 災害時要援護者等の安全確保

風水害等対策編第2章第1節第3「災害時要援護者対策」を準用する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、町は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な体制を整備するものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかにインターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

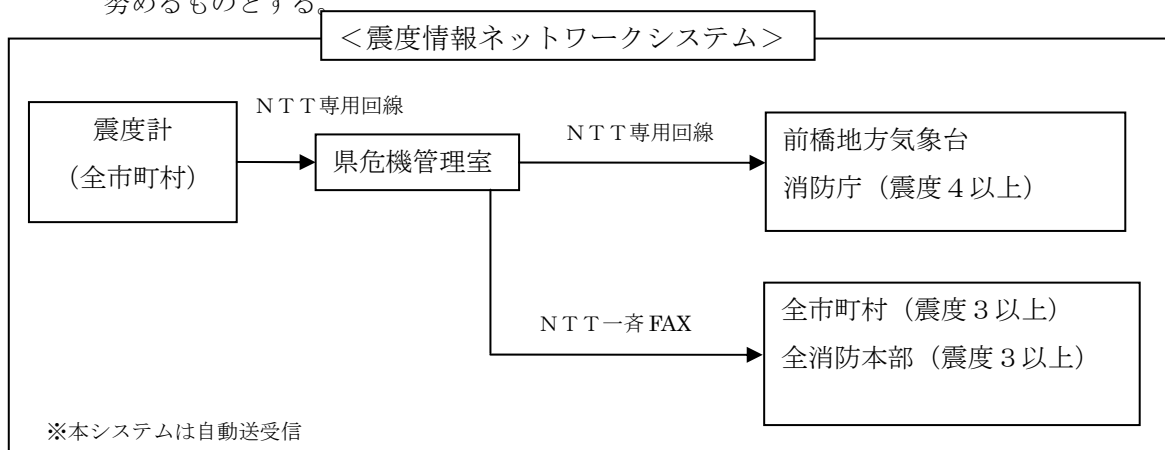
4 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

県（危機管理室）は、板倉町をはじめ県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

町は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする

5 緊急震度速報の伝達等

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。



第2 通信手段の確保

風水害等対策編第2章第2節第4「通信手段の確保」を準用する。

第3 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の招集基準、連絡手段及び招集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常招集体制の整備

(1) 町は、次により職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

- ア 招集基準の明確化、連絡手段の確保、招集手段の確保、招集職員の確保等を図る。
- イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生

ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。

- ウ 円滑な招集ができるよう、町は、「災害初動マニュアル」を作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう、自ら「災害初動マニュアル」を作成し、職員に対し周知徹底を図るものとする。

- ア 災害に対する基礎知識
- イ 板倉町地域防災計画の内容の周知
- ウ 実施すべき災害時の応急対策の内容
- エ 災害用備蓄資器材使用方法の周知
- オ 災害時における個人の具体的役割と行動

第4 防災関係機関との連携体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第6「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第5 防災中枢機能の整備

風水害等対策編第2章第2節第7「防災中枢機能の整備」を準用する。

第6 救助、救急及び医療活動体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第8「救助、救急及び医療活動体制の整備」を準用する。

第7 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

町は、次により消防力の強化に努める。

- (1) 消防組織の拡充、強化
- 消防庁で定める「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努める。
- (2) 消防施設等の整備、強化
- 地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。
- 特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川、湖沼等の水利体制の確立を図る。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

板倉消防署の協力を得て、消防法第7条の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2) 一般家庭に対する指導

ア 地震時における火災防止思想の普及に努める。

イ 行政区等の単位で講習会を開くなどして、消火に必要な技術等を教育する。

(3) 防火管理等の教育

防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。

(4) 予防査察等による指導

板倉消防署は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

3 初期消火

町は、消防機関と連携して地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図るものとする。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、板倉消防署は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県（危機管理室）を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第8 緊急輸送活動体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第9「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第9 避難収容活動体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第10「避難収容活動体制の整備」を準用する。

第10 食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第11「食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」を準用する。

第11 広報・広聴体制の整備

風水害等対策編第2章第2節第12「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第12 二次災害の予防

1 被災建築物の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 県（建築住宅課）は、余震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 県（河川課・砂防課・森林保全課・農村整備課）は、地震後の降雨等による洪水等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。
- (3) このため町は、災害時における二次災害の防止のため、危険度判定を行う場合は、県に対し、応急危険度判定士の派遣を求めるものとする。

2 危険物等による被害の防止

町は、消防法に定める危険物、火薬、高压ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者に対し、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うよう指導するものとする。

第13 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第2節第13「防災訓練の実施」を準用する。

第14 帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光などの出先で震災に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。

1 帰宅困難者の想定

本町では、地理的、社会的条件から発生する帰宅困難者は次のケースが考えられる。

- (1) 自家用車の保有率が高く多くの人々が、通勤、通学、買物等に自動車を利用してしている。そのために道路や橋梁が被災し道路交通網が断絶したことにより帰宅困難者が発生する。
- (2) 通勤、通学に鉄道、バスの公共交通機関の利用者に対しては、交通機関の停止により帰宅困難者が発生する。
- (3) 本町周辺は、有機的に道路網が巡らされているため、通勤、通学、買物等の往来が盛んである。そのため、住民が他県で被災する場合は想定される。

(4) 旅行者等が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

2 予測される事態

(1) 群集の発生

震災に伴い心理的な動揺が発生することになるが、特に外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な不安が一段と増大するものと思われる。特に事業所や学校等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから無統制な群集となってパニック発生の要因になることが予想される。

(2) 安否確認電話の集中

安否確認のためピークには、平常時の50倍の電話が集中し、電話がかかりにくい状態になった。また、携帯電話の普及からさらに通信困難が予想される。

そして、家族の安否確認ができるか否かによって、帰宅困難者の行動パターンは、大きく変わるものと予想される。

(3) 自動車内待機者の発生

通勤、通学、仕事、買物等多くの自動車利用者がいると思われるが、道路・橋梁等は被災し通行不能となり、また耐震構造で通行可能な幹線道路は、緊急車両優先のため厳しい規制下となる。そのため僅かな通行可能な道路には、車両が集中し渋滞が発生し、車中で過ごす人々が発生すると予測される。

(4) 帰宅行動の開始

鉄道、バスの運行停止、また自動車での帰宅が不可能になった場合には、徒歩での帰宅者が発生することが予測される。また、前述の車内待機者も途中で自動車を乗り捨てて、徒歩で帰宅することが考えられる。このことから、徒歩帰宅者は、時間の経過とともに多数発生していくものと思われる。

(5) 帰宅困難者の発生

交通の途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する人や、一度は、徒歩で開始したものの、途中帰宅が困難になり、保護が必要となる人の発生が予想される。

(6) 公的施設や民間施設等への集中

帰宅困難者の中には、地域の公共機関や大規模民間施設を安全性が高く、かつ一時休息や情報収集ができる場所として捉え、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予測される。

3 帰宅困難者に対する対策

(1) 意識啓発

町は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうることを広報する。そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。

(2) 一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所や新たに避難施設を設けるなど、一時避難施設の提供に努める。

(3) 事業所・集客施設における対策

事業所・学校等においては、従業員や児童・生徒の保護、情報の収集、食糧・毛布等の備蓄など組織対応ができるような対策を促進する。また、集客施設においては、混乱防止のため、情報の収集や買物客等の保護対策の充実を図る。

(4) 情報提供の体制づくり

一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

町は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間業者にも協力を求める。

第3節 住民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。このため、住民には、「地震発生時に、初期消火を行う」「近隣の負傷者・災害時要援護者を救出・救助する」「行政が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、町は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災思想の普及

総合的な震災対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び住民が地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を持ち、発災時の応急対策能力を高めることが重要である。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、防災知識の普及に努めるものとする。

1 防災知識の普及

(1) 普及の方法

- ア 広報紙、広報資料（パンフレットの配付、ポスターの掲示等）の活用
- イ 映画、DVD等の貸出し
- ウ 広報車の活用
- エ 防災講習会等の開催

(2) 広報の内容

防災知識の普及の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 町地域防災計画の概要
- イ 災害予防の概要
- ウ 災害時の心得
 - a 地震情報の入手
 - b 避難する場合の携行品
 - c 避難予定場所と経路等
 - d 災害時に家庭で準備すべきもの
 - e 被災世帯の心得ておくべき事項

2 住民に対する防災意識の高揚等

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、あわせて住民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自らで守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。このため、町は次の事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

1 家庭の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災意識の向上

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、災害時要援護者の避難は誰が責任を持つか。)

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

- (4) 避難所及び避難路の確認
- (5) 安全な避難経路の確認
- (6) 非常持出し品のチェック
- (7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
- (8) 災害時要援護者及び要言語支援外国人等の避難
- (9) 地震情報の入手方法

3 非常持出し品の準備

- (1) 3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
- (2) 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
- (3) 応急医薬品（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾等）
- (4) 携帯ラジオ
- (5) 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
- (6) 衣類（下着、上着、タオル等）

4 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

- (1) 身の安全の確保
 - (ア) 机や椅子に身を隠す。
 - (イ) 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - (ウ) あわてて外に飛び出さない。
- (2) 火災を防ぐ
 - (ア) 火の始末をする。
 - (イ) 火が出たら初期消火に努める。
- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - (ア) 徒歩で避難する。
 - (イ) 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- (5) 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (6) 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- (7) 自動車運転者にとるべき行動
 - (ア) 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - (イ) ラジオで災害情報を聞く。
 - (ウ) 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - (エ) 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

5 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

6 電話に関する留意事項

- (1) 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- (2) 災害発生時、ふくそう等により東日本電信電話（株）の電話がつながりづらくなった場合は、「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び各携帯会社等「災害用伝言板」を利用する。

3 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて地震災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

4 防災訓練の実施指導

町は消防機関と協力して、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

5 災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。また、要言語支援外国人等への適切かつ正しい情報伝達にも努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等に男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

7 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

8 緊急地震速報の普及、啓発

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努めるものとする。

また、町は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟に努めるものとする。

第2 住民、事業所等の防災活動の環境整備

風水害対策編第2章第3節第2「住民、事業所等の防災活動の環境整備」を準用する。